



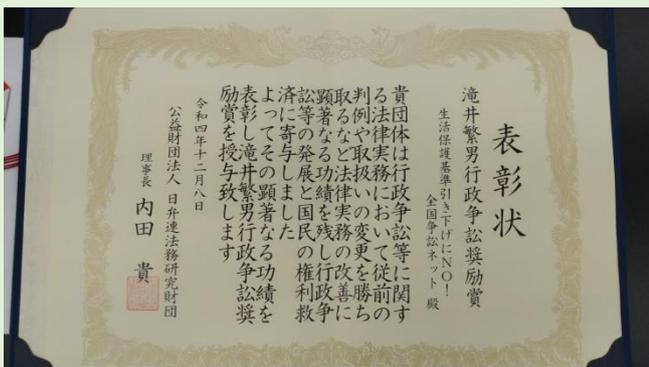
速報・滝井繁男行政争訟奨励賞を受賞しました

いのちのとりで裁判（生活保護基準引下げ取消訴訟）の全国弁護団的ネットワークである「全国争訟ネット」が、令和4年度滝井繁男行政争訟奨励賞の実務部門を受賞しました。同賞は、大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会会長、最高裁判所裁判官を歴任され、最高裁判事になってからも人権派としてのスタンスを変えない判決を書き続けた故・滝井繁男弁護士が遺したもので、大変名誉な賞です。



賞状と賞金を受け取る尾藤弁護士（写真右）

12月8日、大阪弁護士会館において表彰式が開催され、全国争訟ネット共同代表の尾藤廣喜弁護士（京都）に表彰状と賞金50万円が授与されました。



受賞理由では、次のように書いていただいています。

「一連の勝訴判決の背景には、各地の弁護団が、全国の要保護者の思いを全国的な運動として多数の審査請求および訴訟活動に結び付ける稀有の機動力を発揮したことがあったと考えられる。これら各地の弁護団を繋ぎ、互いに連携する要となった全国争訟ネットの功績は極めて大である。そこで、現時点で勝訴判決を勝ち取った四弁護団のみならず、この問題に取り組む全ての弁護団、弁護士の活動を称えたいという意味で全国争訟ネットを受賞対象者とする事とした。」

判決がまだ確定していない、まさに訴訟が佳境を迎える中での受賞は、「これからもっと頑張れ！」とエールを送る趣旨だと思えます。



参加者で記念写真（左から大阪弁護団の和田信也弁護士、小久保哲郎弁護士、尾藤弁護士）

表彰式後、尾藤弁護士が「いのちのとりで裁判は何を目指すのか」と題して記念講演を行いました。

私たちは、これからも全国の原告、弁護団、支援者の連携をさらに強め、より一丸となって奮闘します。